

大規模施設等協力金FAQ(7/1時点版)

No.	カテゴリ	問	回答
1	要請内容	5月12日から6月20日までの間、営業時間短縮要請の対象となる市町村はどこですか。	5月12日から5月31日までの期間（第1弾）と6月1日から6月20日までの期間（第2弾）で要請の対象となる市町が異なります。 第1弾は、横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町が対象です。 第2弾は、第1弾の市町に加え、平塚市、小田原市、秦野市が対象です。
2	要請内容	営業時間短縮要請をされている施設かどうか知りたい。	以下のページをご確認ください。 （特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請施設） https://www.pref.kanagawa.jp/documents/70310/youseitaisyousisetu.pdf
3	概要	大規模施設等協力金の概要を教えてください。	県からの要請にご協力いただいた大規模施設（まん延防止等重点措置区域内における建築物の床面積合計が1,000㎡を超える施設。一部施設を除く）や、その施設内のテナントの皆さまに対し、営業時間短縮にご協力いただいた時間数に応じて協力金をお支払いするものです。
4	概要	3の回答に「一部施設を除く」とありますが、どのような施設ですか。	次の施設は、大規模施設等協力金の交付対象外となります。 （特措法施行令第11条第1項第10号の施設） ・ 博物館、美術館、図書館 など （令和3年4月23日付国の基本的対処方針中、緊急事態宣言下での「無観客での開催・運営」の要請対象とされたイベント関連施設） ・ 劇場、観覧場、演芸場など ・ 集会場、公会堂など ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・ テーマパーク、遊園地 ・ 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など

No.	カテゴリ	問	回答
5	時短時間	5月12日から6月20日までの全ての期間で要請に応じ、営業時間の短縮をしていなければ対象になりませんか。	5月12日から5月31日までを第1弾の要請期間、6月1日から6月20日までを第2弾の要請期間としており、それぞれの要請期間終了日まで営業時間短縮にご協力いただいたかが条件となります。 なお、次の点にご注意ください。 《注意点》 ● 要請期間の途中で営業時間の短縮を止めた場合、協力金は交付されません。 例) 5月12日から5月20日まで営業時間の短縮を行った場合 5月15日から5月19日まで営業時間の短縮を行った場合 等 ● 営業時間短縮の開始日が要請開始日(5月12日又は6月1日)でなくとも、営業時間を短縮した日から要請期間終了日までの全ての期間、営業時間の短縮にご協力いただければ時短営業した日数分を交付します。 例) 5月20日から5月31日まで営業時間の短縮を行った場合 6月10日から6月20日まで営業時間の短縮を行った場合 等
6	時短時間	第1弾(5月12日から5月31日まで)で要請に応じていなかった場合、第2弾(6月1日から6月20日まで)に営業時間の短縮を行っても対象になりませんか。	第1弾の期間中、要請に応じていなくても、第2弾の期間中に要請に応じていただければ、対象となります。
7	時短時間	何時まで時短営業すれば協力金の対象となりますか。	5時から20時までの営業時間短縮にご協力いただいた事業者が対象です。 (イベント実施の場合及び映画の上映は21時まで)
8	時短時間	本来は21時までの営業をしていますが、自主的に18時閉店としました。協力金の対象となりますか。	県の要請を超える部分は協力金の対象となりません。 ご質問のケースでは、20時から21時までの1時間分が要請にご協力いただいた時間になります。 (なお、イベント実施の場合及び映画の上映の場合、時間短縮の要請時間は21時までとなるため、ご質問のケースでは要請に応じた時間短縮時間は0時間となり、協力金交付の対象外となります。)
9	時短時間	本来は21時までの営業をしていますが、自主的に休業しました。協力金は交付されますか。	県の要請を超える部分は協力金の対象となりません。 ご質問のケースでは、20時から21時までの1時間分が要請にご協力いただいた時間になります。 (なお、イベント実施の場合及び映画の上映の場合、時間短縮の要請時間は21時までとなるため、ご質問のケースでは要請に応じた時間短縮時間は0時間となり、協力金交付の対象外となります。)
10	時短時間	従来から20時までの営業としていますが、協力金の対象となりますか。	本来の営業時間が20時以降まで営業していた施設が、要請に応じて20時までに営業時間を短縮していることが要件ですので、協力金交付の対象となりません。

No.	カテゴリ	問	回答
11	時短時間	定休日は交付されますか。	要請に応じて短縮した営業時間に対して協力金を交付するため、定休日は交付されません。
12	時短時間	本来の営業時間はどのように考えればよいですか。	時短要請期間前（コロナ禍前）の営業時間を基準としてください。時短要請期間中に営業を開始した場合には、本来計画していた営業時間としてください。
13	時短時間	要請に応じて20時に閉店（営業時間終了）後、従業員が清掃や事務作業を行ってもよいですか。	営業行為に当たらないため、問題ありません。（ただし、一般消費者から営業を行っているとは誤解されないよう、20時以降は施設の照明を落とすなどの対策をお願いします。）
14	時短時間	始業を遅くした部分は協力金の対象になりますか。	対象となりません。（例えば本来の開店時間が午前3時で、開店を午前5時に遅くした場合。午前3～5時の2時間分は協力金の対象外となります。）
15	大規模施設	大規模施設とは、いわゆるショッピングモールのことですか。テナントが入居していない単独店舗の場合も、大規模施設に該当しますか。	ショッピングモールだけでなく、県が営業時間短縮要請をしている大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡を超える施設、一部施設を除く。）であれば、単独店舗でも該当します。
16	大規模施設	大規模施設の所有者と運営事業者が異なりますが、協力金の対象となるのはどちらですか。	施設の運営事業者が協力金の交付対象となります。なお、施設の運営事業者とは、当該大規模施設の運営により収益を得る者であって、営業時間短縮を決定できる権限を有する者のことです。

No.	カテゴリ	問	回答
17	大規模施設	協力金の計算方法を教えてほしい。	<p>①大規模施設運営事業者向け協力金と、②当該施設内に入居するテナント向けの協力金で計算方法が異なります。</p> <p>《計算方法》</p> <p>①大規模施設運営事業者向けの協力金 3種類の計算方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己利用部分に係る協力金（日額） ⇒「自己利用部分面積（1,000㎡毎を1単位）×20万円」×時短率※ ・テナント事業者等把握管理に係る追加交付分（日額） ⇒「大規模施設内店舗の数（テナント店舗（飲食店に係る協力金を受けている店舗を除く）＋特定百貨店店舗）×2千円」×時短率※ ・特定百貨店店舗に係る協力金（日額） ⇒「特定百貨店店舗の数×2万円」×時短率※ <p>床面積1,000㎡超の映画館には、大規模施設運営事業者向けの協力金に加え、下記の計算に基づき追加交付します。</p> <p>⇒「常設のスクリーン数×2万円」×「短縮により上映できなくなった上映回数／本来予定していた上映回数」</p> <p>②テナント事業者向けの協力金 ⇒「時短営業した店舗面積（100㎡毎を1単位）×2万円」×時短率※</p> <p>※時短率＝「短縮した時間／本来の営業時間」</p>
18	大規模施設（自己）	自己利用部分面積とは何ですか。	<p>大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分で、県からの要請に応じて、営業時間短縮を行っている部分の面積を指します。</p> <p>そのため、テナントが入居するスペースは自己利用部分面積から除いてください。</p> <p>なお、大規模小売店舗立地法の適用のある施設の場合は、屋内に存する集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含みます。</p>
19	大規模施設（自己）	駐車場や従業員の休憩スペースなどは、自己利用部分面積に含まれますか。	<p>階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、駐車場及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫などの当該施設におけるサービスの提供を直接的に行っていない部分の面積は含まれません。</p>
20	大規模施設（自己）	フードコートは自己利用面積に含めてよいですか。	<p>フードコートの飲食店テナント等に共用スペースを賃貸借していなければ、自己利用部分面積に含めることができます。</p>
21	大規模施設（自己）	自ら運営する特定大規模施設に、生活必需品の販売を行う店舗を有しています。当該店舗は自己利用部分の面積に含めてよいですか。	<p>生活必需品の販売を行う店舗部分は、原則自己利用部分面積から除いてください。</p> <p>ただし、施設管理上、やむを得ない事情により、生活必需品の販売店舗を含め営業時間短縮を行った場合には、自己利用部分面積に含めて構いません。</p>

No.	カテゴリ	問	回答
22	大規模施設 (自己)	自らが運営する大規模施設内に入居するテナントのうち、スーパーは時短営業をしていません。大規模施設の運営事業者向け協力金の対象となりますか。	生活必需物資を扱うことからその店舗（スーパー）部分のみ時短営業をしていなくても、その他の部分で時短営業にご協力いただければ対象となります。
23	大規模施設 (自己)	自己利用部分面積を計算したところ、1,000㎡未満でした。協力金の対象となりますか。	協力金の対象です。計算の結果、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合、1,000㎡（1単位）として計算します。
24	大規模施設 (映画)	ショッピングモールに入居する床面積1,000㎡を超える映画館運営事業者ですが、協力金の計算方法を教えてください。	床面積1,000㎡を超える映画館の場合、自己利用部分面積に係る協力金に加え、常設スクリーン数に応じた協力金加算があります。 協力金加算日額＝「常設のスクリーン数×2万円」×「短縮により上映できなくなった上映回数／本来予定していた上映回数」
25	大規模施設 (映画)	床面積1,000㎡を超える映画館に映画を配給する映画配給会社ですが、協力金は交付されますか。	床面積1,000㎡を超える映画館に映画を配給する場合、映画配給会社にも協力金を交付します。 協力金日額＝「常設のスクリーン数×2万円」×「短縮により上映できなくなった上映回数／本来予定していた上映回数」
26	大規模施設 (追加)	施設内に全部で10店舗のテナントがあります。うち2店舗が飲食店向け協力金の交付を受けている飲食店ですが、テナント把握等追加交付分の対象となりますか。	対象となりません。テナント把握等追加交付分は、“テナント向け協力金の交付対象となる事業者”が10店舗以上ある場合が対象です。（飲食店向けの協力金を受け取っている店舗は、“テナント向け協力金”の交付対象外です。）
27	大規模施設 (追加)	テナント事業者等把握管理に係る追加交付分と、自己利用面積部分に係る協力金は、両方受け取ることができますか。	交付条件に当てはまれば、どちらの協力金も受け取ることが可能です。
28	大規模施設 (百貨店)	特定百貨店店舗とはなんですか。	店舗の売上が百貨店にいったん計上され、その後分配される場合であって、百貨店から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことです。
29	テナント	店舗面積100㎡未満のテナントは協力金の対象となりますか。	対象です。面積100㎡未満のテナントの事業所面積は協力金の計算上、100㎡（1単位）とみなします。
30	テナント	飲食店向けの協力金を受け取っています。テナント向け協力金の対象となりますか。	飲食店向けの協力金の対象となる場合は対象外です。このほか、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の交付を受けている場合もテナント向け協力金の対象外です。
31	テナント	テナントのバックヤード、作業場などは店舗面積に含めてよいですか。	バックヤード、作業場、従業員の休憩スペースなどを含めることができます。

No.	カテゴリ	問	回答
32	テナント	大規模施設の営業時間短縮により営業時間短縮せざるを得なくなった生活必需物資を扱うテナントは協力金の対象となりますか。	やむを得ない事情が認められる場合、協力金の対象となります。 やむを得ない事情とは、例えば大規模施設自体が時短することにより、施設入口が施錠され、物理的に生活必需物資を扱うテナントに入店できない場合や、施設管理、保安上の観点から、施設運営事業者から営業時間短縮の協力依頼を受けた場合などです。
33	テナント	入居する大規模施設が営業時間の短縮をしていませんが、テナントとして営業時間の短縮を行いました。協力金の対象となりますか。	対象となりません。 テナント事業者向け協力金は、入居する大規模施設が「県からの営業時間短縮要請に応じたことで、テナントが時短営業をすることになった場合」に対象となるものです。
34	テナント	飲食店テナントです。テイクアウト専門なので、飲食店向け協力金の対象外ですが、テナント事業者向けの協力金は対象となりますか。	飲食店向けの協力金の対象でなければ、テナント事業者向け協力金の対象となります。
35	テナント	移動式店舗はテナント向け協力金の対象ですか。	大規模施設運営事業者との契約に基づき、営業時間短縮要請の期間において当該施設内で継続的に営業を行っている移動式店舗も対象です。
36	テナント	テナントとして入居する床面積1,000㎡以下の映画館です。協力金の計算方法を教えてください。	テナントとして入居する床面積1,000㎡以下の映画館は、その他業種のテナントと計算方法は同じです。 協力金日額＝「時短営業した店舗面積（100㎡毎を1単位）×2万円」×「短縮した時間／本来の営業時間」
37	テナント	床面積1,000㎡以下の映画館に映画を配給する映画配給会社には、協力金が交付されますか。	床面積1,000㎡以下の映画館（大規模施設でない映画館）に映画を配給している映画配給会社には協力金は交付されません。
38	交付要件	県の感染防止対策取組書や市町村の感染防止対策ステッカーを掲示していないと、協力金の対象となりませんか。	感染防止対策取組書等を掲示することが協力金の交付要件となっていますので、掲示していない場合、協力金の対象となりません。
39	交付要件	県の感染防止対策取組書はどこで入手できますか。	下記の県のHPから申請して入手することができます。 https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/
40	申請	申請の受付期間を教えてください。	大規模施設等に対する協力金（第1弾・第2弾）の申請受付期間は、令和3年7月1日から令和3年9月15日までです。
41	申請	申請に必要な書類を教えてください。	申請の手引き（大規模施設運営事業者：17ページ、テナント事業者：21ページ）をご確認ください。申請様式は県ホームページからダウンロードできます
42	申請	第1弾と第2弾は、まとめて申請できますか。	まとめて申請が可能です。詳細は、申請の手引きをご確認ください。